

所管部課		市民環境部 産業振興課		部長		木村 西	
件 名		東大和市市民農園条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民農園条例					
	部課機関						
1. 要 旨							
(1) 東大和ファーマーズセンターに設置している堆肥置場について、見直しを図り、有効活用することから規定を改めるものである。 (2) 主な改正内容 ① 第3条「農園の施設」から堆肥置場を削除する。 ② その他、文言の整理 (3) 施行日：公布の日から (4) 影響及び効果 施設内の有効活用を図ることができる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
令和6年3月15日 文書課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
堆肥置場の利用停止に伴い、当該区画を新たな貸出区画に整備するため準備を進める。							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
庁議終了後、速やかに改正したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。